

令和6年度第1回千葉県水産振興審議会海面利用調整部会  
結果概要

1 日 時 令和6年7月9日(火) 午後1時～午後2時

2 場 所 千葉県教育会館 本館 304会議室

3 出席委員数 8名

4 議 事

(1) 部会長の選出及び部会長代理の指名

(2) 議題

- ① 遊漁のまき餌釣りに係る委員会指示について
- ② 千葉県水産振興審議会海面利用調整部会推奨ルールについて
- ③ その他

5 議事概要

(1) 部会長の選出及び部会長代理の指名

- ・部会長は、委員の互選により大和委員が選出された。
- ・部会長代理は、部会長から臚居委員が指名された。

(2) 議題

- ① 遊漁のまき餌釣りに係る委員会指示について
  - ・事務局から資料の朗読及び説明、水産課から補足説明が行われた。
  - ・委員全員の賛成により、原案に異議ない旨、決議された。

【質疑応答】

なし

- ② 千葉県水産振興審議会海面利用調整部会推奨ルールについて
  - ・事務局から資料の朗読及び説明、水産課から補足説明が行われた。
  - ・委員全員の賛成により、原案に異議ない旨、決議された。

【質疑応答】

(部会長) アンダーラインのところは、実際の時間は変わっていないということで  
良いか。

(県) そのとおり。例えば午後1時とあるが、場所によって13時と記載されて  
いたので、表記を統一したもの。時間が変わったということではない。

③ その他

- ・水産課から外国人の密漁への対応及びクロマグロの遊漁の資源管理について情報提供があった。
- ・事務局から銃器対策の広報及び啓発に係る協力を依頼した。

【質疑応答】

(委員) 富津の辺りにプレジャーボートが釣りに来るが、漁業者が固定式刺し網漁のために(標識の)ボンデンと刺し網を入れているところにルアーを投げられた。ここには網をかけているからと遠慮するよう注意をしても、ここは(皆の)海だからと言うことを聞かなかった。

また、遊漁船にもルアーを投げられて、網を巻かれたこともあった。

このような場合はどう対応すればいいのか。

(県) 漁業者が適法に操業している中で、後から来た釣り船が操業の支障となることをするのは問題である。漁業調整規則にも、「遊漁者が採捕する場合は正当なる漁業の操業を妨げないようにしなければならない」旨の規定もある。

沖で声掛けして、当事者同士で解決するのが最良ではあるが、プレジャーボートの船名など相手方が特定できれば、県から指導することもできる。

(部会長) 事故が無いよう、必要な情報を取っていただければ県で適切に対応していただけると思うので、よろしく願いたい。

【意見】

(委員) プレジャーボートの中には、自分で釣った魚をインターネットで売るような人も出てきて、漁業者との境が狭くなってきている。

冒頭、海業で漁港に人を呼び込もうという話もあったが、プレジャーボートの中にはルールを守らない人もいる。県から指導していくと話があったが、単なる指導では解決しない。今のうちにきちんと対策を考えないと大きな問題になる。

(県) プレジャーボートや遊漁船が魚を売るという行為自体は、クロマグロを除いて、規制はされていないが、生業の漁業と遊漁は、体系的に区別されて漁業制度が作られているので、行政としては、プレジャーボートや遊漁船による魚の販売を推奨はしていない。

プレジャーボートがルールを守らないことについて、委員会指示は指導を

したにも関わらず、守らないような人に対しては法的な罰則を科せられるような仕組みになっている。推奨ルールについては、法的な規制はないが、本当に必要がある事案については、委員会指示等の法的な措置が取れる制度に格上げしていくことも必要ではないかと考える。

海業を進めていく中で、今のような漁業と遊漁との問題は出てくると思うが、海業の狙いは漁業の振興、漁村の活性化につなげていくことなので、プレジャーボートを取り込んだ結果、漁業に支障が及ぶことになっては本末転倒になる。海業の取組を進めていく上は、その辺りのことまで想定して進めていかなければならないと考えている。

(部会長) 海の利用の仕方をこれから少しずつ変えていこうというのが海業であるが、漁村や漁業者が中心にいないといけない。プレジャーボートの排除ではなくて、プレジャーボートにも理解・協力をしてもらって、進めていくべきだと考える。